

広島県告示第五百十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年六月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

安芸郡坂町鯛尾一丁目五七〇八番三四の一部、五七〇八番三五の一部及び五七〇八番四

二の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物